

旭医大達第 7 9 号
令和 5 年 4 月 1 8 日

旭川医科大学研究推進本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学研究推進本部規程の一部を改正する規程

旭川医科大学研究推進本部規程（令和 5 年旭医大達第 17 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
（趣旨） 第 1 条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成 16 年旭医大達第 148 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、旭川医科大学研究推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月18日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u> 【改正理由】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。	（趣旨） 第 1 条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成 16 年旭医大達第 148 号）第 24 条の 10 第 2 項の規定に基づき、旭川医科大学研究推進本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について定めるものとする。 （略）